

日本で暮らす在留資格のない子どもとその家族に対する在留特別許可に関する会長声明

2024年（令和6年）3月12日

長野県弁護士会

会長 山 岸 重 幸

- 1 2023年（令和5年）12月25日、小泉龍司法務大臣は、長野県内に居住する未成年の姉弟に対して在留特別許可をして「留学」の在留資格を与えた。
- 2 これは同年8月4日に出入国在留管理庁が公表した「送還忌避者のうち本邦で出生した子どもの在留特別許可に関する対応方針について」（以下「本方針」という。）に基づくものである。本方針は、在留資格のないまま日本に長期間滞在する未成年の子どもを救済するという観点から、①日本で出生し、②小中学校又は高校で教育を受けており、③引き続き日本での生活を希望する18歳未満の子どもとその家族は、④非正規入国など親に看過し難い消極事情がある場合を除いて家族一体で在留特別許可をする、⑤ただし親に看過し難い消極事情があっても個別の事案ごとに諸般の事情を総合考慮して判断する、としている。

本方針により、日本で出生し、在留資格がないまま滞在する18歳未満の子ども201名（2022年（令和4年）12月末時点）のうち少なくとも7割に在留特別許可がなされることが見込まれている。そして、前述の姉弟への在留特別許可は、本方針の下でも原則として対象外となる親の消極事情がある中、姉弟の事情を総合的に判断し在留特別許可をした点で画期的である。

当会は、本方針によって、日本で出生しながらも従来の運用では在留資格を有する見込みのなかった子どもに在留資格が認められ、安定した法的地位を得られることになることを歓迎し、前述の姉弟への在留特別許可を高く評価する。

- 3 しかしながら、その上で、本方針は次のとおり改善すべき点がある。

（1）日本で生まれた子どもに限定すべきではないこと

本方針は対象を日本で生まれた子どもに限定している。しかし、日本国外で生まれ、日本の学校に通い、日本で長期間生活している子どもと、日本生まれの子どもの定着性に違いはなく、これを区別する合理性はない。子どもの権利条約第3条第1項は、行政当局や立法機関等が児童に関する措置をとる場合は、子どもの最善の利益を考慮すべきと定めており、2023年（令和5年）6月に改正された出入国管理及び難民認定法（以下「改正入管法」という。）等の参議院法務委員会の附帯決議第14項も、在留特別許可のガイドラインの策定に当たっては、子どもの利益や家族の結合

について十分な配慮をすることと決議している。これらをふまえても、日本での出生という合理性のない区別で子どもの最善の利益を蔑ろにしてはならない。

したがって、日本で生まれた子か否かは本方針の要件より削除すべきである。

(2) 18歳未満に限定すべきではないこと

本方針は対象を18歳未満に限定している。しかし、日本で生まれ育ち成人した者や日本で教育を受けて成人した者は、より一層日本に定着性を有し、社会と結びついているはずである。改正入管法の施行日時点で18歳未満か否かは本人には如何ともし難い事情であり、そのような偶然の事情で対象から外す合理的な理由はない。

齋藤健法務大臣（当時）も、本方針公表時の記者会見で「もう成人しているという者については、本人に看過し難い消極事情が認められないのであれば、基本的には在留特別許可を認める方向で考えていきたい」と発言している。そうであるなら、そもそも本方針から18歳未満に限定するという要件を削除すべきである。

したがって、成人であっても日本で生まれ育った者や、日本で教育を受けて育った者は本方針の対象とすべきである。

(3) 親の属性で判断すべきではなく、また親だけの強制送還も慎重に判断されるべきであること

本方針は、親に消極事情がある場合は原則として本方針の対象外としている。しかし、親の消極事情について子どもに責任はない。子ども自身が日本での生活を希望するのであれば、親の事情にかかわらず在留特別許可をすべきである。

したがって、親の消極事情によって原則として本方針の対象外とする要件は削除すべきである。

また、子どもだけに在留特別許可をした場合、消極事情がある親は国籍国へ強制送還されることになる。この場合、子どもと親は遠く離れた国で離れ離れに暮らすことになる。そのため親だけを強制送還することについては、国際条約が子どもの最善の利益や家族結合権（市民的及び政治的権利に関する条約第23条第1項）を保障し、立法者も子どもの利益や家族の結合に十分な配慮を求めていることをふまえ、家族分離を正当化させるほどの消極事情といえるのか慎重に判断されることが相当であり、できる限り親にも同時に在留特別許可をすべきである。

4 最後に

以上のとおり、当会は、本方針により一定数の子どもが在留資格を得られることを歓迎し、また長野県内に居住する未成年の姉弟に対する在留特別許可を高く評価するとともに、子どもの最善の利益及び家族結合権を保障する観点から上記の改善を求める。

以 上